

# 新発田中央ロータリークラブ 内規

## (目的)

定款、細則および規定に定める事項について、正当かつ正確に運用するため、その取扱の方法および根拠についてここに定める。

## (項目)

### 第1条 ロータリー財団寄付

第1節 本クラブのすべての正会員は、「財団の友」会員となる。

第2節 その為、本クラブのすべての正会員は、毎年日本円で1万円を拠出する。

累計額米貨1,000ドルで「ポール・ハリス・フェロー」になる

第3節 ロータリーレート変動差額は、原則として「ロータリー財団特別勘定残高」を以って補填するものとする。

第4節 会員一人当たり寄付金が目標額に満たないときは、一般会計もしくは特別負担金、または双方から拠出するものとする。

### 第2条 米山奨学寄付

第1節 本クラブのすべての正会員は、米山奨学寄付をする。

第2節 その為、本クラブのすべての正会員は、毎年日本円で1万円を拠出する。

累計額3万円で「準米山奨学功労者」になる

累計額10万円で「米山功労者第1回」となり、以下、10万円ごとに回数が増算される

第3節 現会長の拠出

1) 会長は、在任期間中に15万円を拠出し、10万円を「第1回米山功労者」、5万円を「第2回米山功労者」部分払に充当する。

2) 各会員に割り当てられた1万円の拠出金は免除されない。

第4節 会員一人当たり寄付額が目標額に満たないときは、一般会計もしくは特別負担金、または双方からの拠出とする。

### 第3条 特別負担金

第1節 ロータリー財団、および米山奨学寄付の会員の拠出金を特別負担金という。

第2節 拠出金は、特別負担金として細則第6条第2節の会費と一緒に納入すべきものとする。

過去の特別負担金の年度別納入額

2002/07～2008/06の各年度 ⇒ 15,000円/一人当たり

2008/07～ ⇒ 20,000円/一人当たり

第3節 会長の第2条第3節1)の寄付拠出金15万円は、米山奨学委員長からの依頼する期日に納入するものとする。

### 第4条 周年行事積立金

第1節 本クラブは、周年行事積立金として、毎年一定額を積立てる。

第2節 積立金額は、理事会で決定するものとする。

第3節 積立すべき金額は、第5条に定める特別分担金から充当するものとする。

## 第5条 特別分担金

第1節 特別の支出が必要な場合において、一般会計について歳出削減を図ってもなお不足額が生じる場合には、理事会の決定により、会員に対して特別分担金の納入を要請できる。

過去の特別分担金年度別納入額

2002/7～2008/6 ⇒ 10,000 円/一人当たり

2008/7～ ⇒ 20,000 円/一人当たり

第2節 特別分担金は、細則第6条第2節の会費と一緒に納入すべきものとする。

## 第6条 役職者、委員長の役割・選出基準

役割 … クラブ運営上の使命

選出基準 …規則に定める【絶対条件】および望ましい役職経歴

### 1. 会長

役割) 1) 理事役員・理事会メンバー

2) クラブ細則第4条第1節のとおり

選出基準) 1) 会長エレクトを一年間務め、【会長エレクト研修・地区研修・協議会に出席した者（定款第10条第5節（C）資格要件）】

2) クラブ奉仕委員長、幹事経験者

但し、幹事経験の無い候補者については、職業・社会・国際奉仕・青少年委員長のうち二つ以上を務めた者

### 2. 直前会長

役割) 1) 役員・理事会メンバー

2) クラブ細則第4条第2節のとおり

選出基準) 【直前会長】

### 3. 会長エレクト

役割) 1) 理事役員・理事会メンバー

2) クラブ細則第4条第3節のとおり

3) 会長年度の準備に専念する

選出基準) 現クラブ奉仕委員長(会長ノミネー)

### 4. 副会長

役割) 1) 理事役員・理事会メンバー

2) クラブ細則第4条第4節のとおり

選出基準) 会長経験者

### 5. 幹事

役割) 1) 理事役員・理事会メンバー

2) クラブ細則第4条第5節のとおり

選出基準) 1) R情報、会報広報雑誌委員長経験者

2) 職業・社会・国際奉仕・青少年奉仕委員長のうち一つ以上を務めた者

## 6. 会計

- 役割) 1) 理事役員・理事会メンバー  
2) クラブ細則第4条第6節のとおり

- 選出基準) 1) 直前幹事  
2) 会計経験者

## 7. 会場監督(正 SAA)

- 役割) 1) 役員  
2) クラブ細則第4条第7節のとおり

- 選出基準) 会長経験者

『五大奉仕部門(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕)は、クラブ活動の規準であり、「理念および実践の枠組み」での実施が必須である。活動実績は注目される。』と評価する定款の精神を重視する。

## 8. クラブ奉仕委員長

- 役割) 1) 理事・理事会メンバー  
会長就任前々年の年次総会で会長ノミニーに任命される  
2) クラブ定款第5条、同細則第10条第1節のとおり  
3) 自クラブを円滑に、効果的に、発展的に機能させるためのクラブ内への奉仕をつかさどる7つのクラブ奉仕委員会を総括する

- 選出基準) 次々年度会長予定者として相応しい人材

## 9. 職業奉仕委員長

- 役割) 1) 理事・理事会メンバー  
2) クラブ定款第5条、同細則第10条第2節のとおり

- 選出基準) クラブ指導者

## 10. 社会奉仕委員長

- 役割) 1) 理事・理事会メンバー  
2) クラブ定款第5条、同細則第10条第3節のとおり

- 選出基準) クラブ指導者

## 11. 国際奉仕委員長

- 役割) 1) 理事・理事会メンバー  
2) クラブ定款第5条、同細則第10条第4節のとおり

- 選出基準) クラブ指導者

## 12. 青少年奉仕委員長

- 役割) 1) 理事・理事会メンバー  
2) クラブ定款第5条、同細則第10条第5節のとおり

- 選出基準) クラブ指導者

## 第7条 理事会メンバー

第1節 本クラブの理事会は、本クラブ会員13名より構成する。

第2節 次に掲げる役職者を、理事会メンバーとする。

会長・直前会長・会長エレクト・副会長・幹事・会計・クラブ奉仕委員長(年次総会選挙後 会長ノミニー)・職業奉仕委員長・社会奉仕委員長・国際奉仕委員長・青

少年奉仕委員長・副幹事・その他 1 名

但し、理事会は必要と認めた場合、クラブ会員を理事会に出席させることがある。尚、当然に議決権をもたない。

#### 第 8 条 新入会員の会費等納入額の算定

新入会員は、会計年度の 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日迄における、在籍月数(1 ヶ月未満端数切り上げ)に応じて次の金額を納入するものとする。

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| 1. 年会費                  | 在籍月数/12 の額 |
| 2. 特別分担金(周年行事積立金・その他)   | 〃          |
| 3. 特別負担金(R 財団寄付・米山奨学寄付) | 年額         |

#### 第 9 条 新・旧委員会の引継ぎ

1. 新旧委員会の引継ぎは、旧委員会委員長が主宰して委員会活動に必要な情報の一切を引き継ぐものとする。
2. 引継ぎの方法、時期については新会長(会長エレクト)の指示による。
3. 新幹事(副幹事)は旧委員会の委員長より書面による「引継書」を直接受け取り、検閲後、新委員会の委員長に直接引き渡しを行う。
4. 新委員長は、「引継書」を責任をもって保管する。

#### 第 10 条 会員の担当経歴記録の保存

R 情報委員会は、各会員の担当した役職・経歴に就いて、年次別に記録し保管しなければならない。

#### 第 11 条 R 財団、米山奨学寄付の記録の保存

国際奉仕委員会は、R 財団寄付、および米山奨学寄付状況について、必要とするデータを記録し、管理し、保管しなければならない。

#### 第 12 条 メークアップ

##### 第 1 節 メークアップの有効期間

欠席した例会の前後 14 日間が有効とされる。

##### 第 2 節 メークアップの方法・条件

1. 標準ロータリー・クラブ定款 9 条(出席)に定める方法。
2. 同第 9 条第 1 節の定めるとおり、正当な理由として認められた理由以外は、会合時間の 60%以上に出席する。
3. 本クラブへの報告は、行事主催者の発行する参加・出席証明を出席委員会に届出る。
4. 本クラブの理事会が承認した会合については、証明を必要としない。
5. 本クラブの主催委員会は、出席者名簿を出席委員会に届出る。
6. 幹事は、原則として事前に開催される会合について、メークアップ対象の可否を理事会に諮るものとする。
7. 本クラブが承認する会合は、メークアップの趣旨を尊重し、「開催目的」を明確にする。

### 第 13 条 慶弔規定

クラブ規定(慶弔)の第 3 条の 1 結婚および 4 死亡において、案内がありクラブを代表して出席する場合には次の通り扱う。

1. 必要とする場合、慶弔金と合わせ計 30,000 円を限度として経費を補填する。
2. クラブ代表者は一名とする。
3. 会員本人の慶弔には当クラブ会員の出席が当然予想されることから、クラブを代表しての出席者の扱いはこの場合しない。

### 第 14 条 正会員のお祝い

正会員および正会員の配偶者に対するお祝いは次の通りとする。

1. 誕生  
会員本人  
会員の配偶者
2. 結婚記念
3. 会員の還暦  
・各一回につき 3,000 円以内の祝品を贈呈する。
4. 永年 100%出席  
・9 年までは年数入りロータリーバッヂを贈呈する。  
・10 年以上は別に定める祝品を贈呈する。

### 第 15 条 義務出張者の出張旅行

クラブ規定第 4 条第 1 項の交通費の支給金額は次により算定する。

1. 列車・自家用車の何れの場合も、原則として往復とも同一経路、方法で旅行したものととして取扱う
2. 列車・自家用車の何れの場合も、最短所要時間での旅行に必要とする交通費を支給する
3. 出張旅行中に事情により旅行行程を中途逸脱する場合であっても、それがなかったものとして取扱う
4. 自家用車の算定に当たっては、普通車を基準とし定員を 4 名／一台とする
5. 障害・事故損失は当事者が負担する

### 第 16 条 改 定

内規に、改定・追加の必要が生じた場合は、理事会の決議を経て改定するものとする。

#### 付則

本内規	2010 年 07 月 01 日	新設	施行
本内規	2012 年 04 月 03 日	改定	
本内規	2012 年 08 月 29 日	改定	
本内規	2013 年 04 月 03 日	改定	第 15 条制定
本内規	2013 年 05 月 22 日	改定	
本内規	2013 年 07 月 01 日	改定	